

国立大学法人小樽商科大学情報公開規程 5 条 1 項に基づく法人文書の開示基準

・ 法人文書の範囲

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「法」という。)は、開示の対象となる「法人文書」の範囲を、「独立行政法人等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該独立行政法人等の職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの」と定義している(法2条2項)。

従って、本学の教員・事務組織が、教育や事務執行のために作成・取得した文書等で、組織的に共用されるものは、原則として全て開示の対象となる法人文書に該当する。決裁を経た文書に限らず、未決裁の文書、会議用の資料、メモ等であっても、組織内における意思の伝達、討論、意思決定等に使用される文書、図画等は全て法人文書に該当する。

教員が、教育・研究の遂行のために保有し、管理する文書には多種多様なものがあるが、大きく、大学、学科、コース等の管理・運営のための文書、教育遂行のための文書、研究推進のための文書、その他の文書の4つに区分できる。

これらの文書が、法に定める法人文書に該当するかどうかは、法の規定に照らし、教員の職務の特殊性を念頭に置きつつ、1 教員の職務との関連、2 組織共用性、3 保有・管理体制の3つの要素を考慮し、総合的に判断する必要がある。

上の区分に従い、教員の保有・管理する文書のうち、法人文書の該当性を例示すれば、以下のようになる。

大学、学科、コース等の管理・運営のための文書

- ・ 教授会議事録、各種委員会会議録、会議資料等は、法人文書に該当するが、これらの文書の原本は事務組織が保有するのが通例であり、開示請求があった場合、事務組織の保有する文書を開示することで対処できる。
- ・ 学科会議議事録、会議資料等、教員選考関係文書、昇進関係文書等は、個人的メモとみるべきもの以外、法人文書に当たる。

教育遂行のための文書

- ・ 入試(一般、推薦、大学院入試等全て含む)の合否判定資料、答案等は法人文書に該当するが、このうち事務組織が保有する文書であるかぎり、開示請求があった場合、事務組織で対処する。
- ・ 講義、ゼミ等で配付される講義録、レジュメ、資料等は、授業での理解を深める現場におけるコミュニケーションの手段であり、法人文書に当たらない。
- ・ 定期試験答案、レポート等は、法人文書に該当するが、個人識別が可能で

あるのみならず，学生の名誉，信用等にもかかわる個人情報でもあることから，不開示文書と解される。なお，これについては，情報公開とは別に，本人からの問い合わせや質問に対しては真摯に対応することが求められる。

- ・ 卒業論文，修士論文は，法人文書に該当するが，これらは著作権法上の著作物にも該当することから，特別な考慮を要する。著作権法は，この点につき，法との調整規定を置き，著作物で未公表のものを独立行政法人等に提供した場合には，法9条1項の規定による開示決定時までには別段の意思表示をしない限り，法の規定により独立行政法人等の長が当該著作物を公衆に提供し，又は提示することにつき，同意したものとみなすものとして（著作権法18条3項）。なお，卒業論文，修士論文の草稿は，法人文書に当たらない。

研究推進のための文書

- ・ 科学研究費補助金やその他の研究費所得のために作成され，大学に提出された文書は，法人文書に該当する。
- ・ 教員個人から研究費取得に関連して直接外部組織（研究機関，官庁，学会等）に提出された文書は，当該外部組織が原本を保有し，大学にはその旨の記録が残されていない場合が多い。しかし，これらの文書のコピーも，複数の教員が相互に利用し合っているような場合は，法人文書に該当する。
- ・ 教員が研究の内容を高めるために大学の内部もしくは外部の教員と相互にやりとりする文書で，通信連絡文，研究会関係資料，研究報告書の草案等は，意見を交換するための筆記，メモ程度のものは別として，研究の遂行に関連し，複数の教員に配付される研究会の記録，報告書の草案，討議資料等は，法人文書に該当する。しかし，これらについては，開示請求があっても，個人情報ないし事務事業支障情報として不開示とされることが多いと思われる。
- ・ 部局等が受入れを決めた民間等との共同研究・受託研究等に関する文書のうち，事務的な管理事項に関する文書は法人文書に該当し，事務組織が開示請求の窓口となる。

その他の文書

- ・ 教員が保有する雑誌，書籍等は，法自体が法人文書から除外している（法2条2項1号）。
- ・ 各種の辞令，兼業許可証等は，法人文書に該当しない。

・ 開示・不開示の基準

事務組織及び教員の保有する文書が「法人文書」に該当する場合には，原則として当該文書を開示する義務がある（法3条，5条）。

しかし、法の定める不開示情報に該当するものは開示する必要がない。
法の定める不開示情報とその例を挙げれば、以下ようになる。

個人情報（法5条1号）

- ・ 個人に関する情報であって、特定個人を識別することが可能な情報
- ・ 不開示情報の例
職員・学生の自宅住所・電話番号等、懲戒処分関係情報、入試の答案及び合否判定資料、指導学生の身上書、人事関係選考資料、健康診断・カウンセリングの記録等
- ・ ただし、
 - イ 研究者総覧のように、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているもの、
 - ロ 文書に付された総務課長、人事係長等の職名のように、当該個人が独立行政法人等職員であり、その職務の遂行に係る情報等は、個人情報であっても開示することが求められている（法5条1号イ、ロ、ハ）。

法人等情報（法5条2号）

- ・ 法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は行政機関及び独立行政法人等の要請を受けて公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等における通例として公にしないとされているもの
- ・ 不開示情報の例
工事請負者施行成績一覧、「民間との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ等

審議検討等情報（法5条3号）

- ・ 国の機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのあるもの、特定の者に不当に利益、不利益を与えるおそれのあるもの
- ・ 不開示情報の例
会議議事録・会議資料で上記要件に該当するもの、委員会等で現在審議中のものの記録、入試制度改革素案、機種選定検討記録等

国の安全等情報（法5条4号イ）

- ・ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報

公共の安全等情報（法5条4号ロ）

- ・ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の

維持に支障を及ぼすおそれのある情報

- ・ 不開示情報の例
麻薬，毒物，劇物等の受払い，保管に関する情報，ID，パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報
事務・事業支障情報（法5条4号八，二，ホ，ヘ，ト）
- ・ 公にすることにより，試験の実施に支障のあるもの，調査研究の遂行を不当に阻害するおそれのあるもの，人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの，その他事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ・ 不開示情報の例
入札前の予定価格，積算内訳書，人事異動原案，勤務評定関係記録，入試出題者名簿，教員採用・昇任関係資料等

なお，上に挙げた不開示情報の例は，あくまで一応の基準であって，開示請求があった場合には個別具体的に法に定める不開示情報に該当するかどうかを慎重に検討し，判断することになる。また，開示請求のあった法人文書に不開示情報が含まれる場合であっても，不開示の部分を容易に区分することができる場合には，当該部分を除いた部分の開示をすることがある（法6条1項，2項）。